

またも日本会議のメール情報は「改憲」を取り上げています。どういう具合か解りませんが、安倍首相は自民党総裁選の争点に改憲を持ち出しておられます。どなたが次期総裁になろうとも、自民党の創立時代からの党是になっている憲法改正はやるしかないのではないかと、今更自民党内での議論などしているより、改憲派が2/3を超えて居る今こそ、さっさと発議、国民投票の順序にのっとりて肅々と進めるのが、多くの国民が望んでいることではないでしょうか。

昨年5月に出された、自民党総裁の4項目のみの改憲案は、今必要なことであることは良く分かります。が、70年ぶりに行う改憲が、たった4項目の上、憲法をより日本に適合した麗しく、心を豊かにする「憲法」を目指すべきではないでしょうか。日本人に安心と安全を与える条項を加えることや国民自体が自主独立、自分らの力で自分の国を護ることを謳うべきと思います。

そのためには広く国民に問いかけ、国民の意見を聞き、大きな流れの中で日本にとって理想的な大項目別の憲法条項を、一度に改定してはどうでしょうか。例えば2018/2019年度分の改正としては、例えば国防関係のみにしぼり最低3年間に変更しない条件付きで、各党が独自のやり方、考え方で憲法改正案を憲法審議会に提出し、その上で意見を纏め、国民投票すれば良いのではないのでしょうか。議論の幅を狭め、その代り深く掘り下げようになればと考えます。自民党総裁案は4つの項目のみに絞っている為、殆んど議論の余地はなく、改定をするかしないかだけでは、野党の反発を受け、1年3ヶ月一顧だに進展しませんでした。憲法前文も含めて、独立国家らしい独自の自国防衛の基本的精神を堂々と謳った条文を作り、国民投票で決着をつけるほうが、時間的には短縮できると考えます。急がば回れの諺の通り、中途半端な小手先の改変は、更なる問題を引き起こすことになると思います。情報本文をまず読んで下さい。

「日本会議メール情報」 平成30年7月23日(月) 通巻第1703号

[憲法]安倍総理、憲法改正を自民党総裁選の争点に

日本会議事務総局 担当 村主真人

7月20日、安倍総理大臣は通常国会の閉幕に当り、恒例の会見を行い、記者団の質問に答える形で、憲法改正と総裁選について言及しました。概要は次の通りです。

第一に、自民党は昨年の総選挙で、「自衛隊明記」を始めとする4つの項目について選挙公約に掲げて戦い、現在政権与党に在ること。

第二に、自民党は3月の党大会までに、4つの項目についてたたき台をまとめてきており、今後国会提出できるよう取りまとめを加速すべきであること。

第三に、4つの項目は、党としての公約であり、来る9月の総裁選においては、誰が候補者になるにせよ、自らの憲法改正に関する考えを披歴すべきであること。

安倍総理はその上で、「地に足の着いた、現実にしかりと目を向けながら、結果を出していく、そういう姿勢も私たちには求められている」と語りました。

(記者) テレビ朝日の吉野と申します。憲法改正について伺います。今回の通常国会では、自民党の憲法案を示すことはできませんでしたけれども、2020年の改正憲法施行に向けて、今年秋の臨時国会には案を示すお考えはありますか。

そして、もう一つなのですが、安倍総理、今、総裁選については明言されませんでしたけれども、誰が候補になるにしても、次の総裁選で憲法改正が主たるテーマになるかとお考えでしょうか。

(安倍総理) 本日も3万人を超える自衛官の皆さんが今般の豪雨災害の被災地において行方不明者の捜索や、あるいは給水、入浴、そしてまた、ごみの処理などに、本当に懸命に当たってくれています。連日、猛暑が続く過酷な現場でも被災者の皆さんのために黙々と、献身的に任務を全うする自衛隊の諸君は正に国民の誇りだと思います。

私は毎年、防衛大学校の卒業式に総理大臣として出席をし、そして、任官したばかりの若い自衛官たちから、事に臨んでは危険を顧みず、責務の完遂に努め、もつて国民の負託に応える。この重たい宣誓を総理大臣として、そして最高指揮官として受けます。彼らは国民を守るために命を懸けます。

しかし、近年でも自衛隊は合憲と言い切る憲法学者は2割にしかありません。その結果、違憲論があることについての記述がほとんどの教科書には載っています。自衛隊の自衛官たちの子供たちもその教科書で勉強しなければならないわけでありまして、この状況に終止符を打つのは今を生きる私たち政治家の使命であると、こう思っています。憲法に、我が国の独立と平和を守ること、そして自衛隊をしっかりと明記し、その責任を果たしていく決意であります。

そうした思いのもと、さきの昨年の総選挙では初めて選挙公約の柱、主要項目の一つとして憲法を、憲法改正を位置づけ、4つの項目の一つとして自衛隊の明記を具体的に掲げました。その上で、私たちは国民の信を得て、また、選挙に勝利をして、政権与党として今の立場にいるわけでありまして。

本年の党大会では、党の運動方針として公約に掲げた4項目の議論を重ね、憲法改正案を示し、憲法改正の実現を目指すとの方針を決定したところであります。これに沿って意見集約に向けた党内議論が精力的に行われてきました。自民党というのは自由闊達な議論を行います、様々な意見が出ますが、一旦結論が出れば一致結束してその目標に向かって進んでいく。それが責任与党としての我々の責任感であり、矜持でもあります。私としては、これまでの議論の積み重ねの上に、自民党としての憲法改正案を速やかに国会に提出できるよう、取りまとめを加速するべきと考えております。その上で、9月に総裁選挙が行われますが、憲法改正は立党以来の党是であり、自民党としても長年の悲願でありますし、今、申し上げましたように4項目を掲げ我々はみんなで選挙を戦ったわけでありまして。そしてそれは正に党としての公約であります。

当然、言われたように、候補者が誰になるにせよ、次の総裁選においては、当然、候補者が自分の考え方を披瀝する大きな争点となると考えます。憲法改正は、衆議院、参議院、両院の3分の2を得て発議をし、そして、国民投票において過半数の賛成を得なければ実現できません。政治は、結果であります。つまり、3分の2を発議できる、3分の2を得ることができるかどうか。そして、国民投票でそれを成立させることができるかどうか、賛成を得ることができるかどうかという、地に足の着いた、現実をしっかり目を見ながら、結果を出していく、そういう姿勢も私たちには求められている。先ほど申し上げました、今を生きる私たちの責任とは何かということ念頭に議論が行われるものと思います。

9月に行われる自民党総裁選は、次期日本国総理大臣になる方を選ぶ選挙です。ブラジルの大統領選挙のごとく、国民全員が参加する方式ではありません。自民党に属する国会議員と県単位の自民党党員の代表によって選ばれます。何千万人の選挙ではなく、千人単位の投票ですから、どのようなハンプニングが起こるかわかりません。

そんな中での、憲法論議がどれほどの意義あるものになるか疑問です。新しく選ばれる首相のもと、憲法作りは、条項ごとに日本国に相応しい憲法の作製の形が良いのではと考えます。2014年に皇居の清掃奉仕団で訪日した際には平沼赳夫衆議院議員を皇居の掃除に参加できなかった7名の熟年会員の方々と共に尋ねました。そのとき頂いたのが先生が主張されていた『憲法改正についての物の考え方』でした。また2017年の奉仕団の際には、中山恭子参議院議員に面会しました。その時頂いたのが、『日本国憲法草案』で副題が『現行憲法対照表』でした。両先生共に、日本国憲法が、日本の根本的な問題の根っこがそこにあり、これの改正なくして日本を良くすることは出来ないと伺いました。国会議員として、なんとしてもやり遂げたいともおっしゃっていました。

先生がたの創られた私案、特に中山先生の草案は、現行憲法との比較出来るように同じページの上と下に書かれており、その上修正部分は赤い文字で示されているので、憲法を一度も読んだことがない人でも、理解できるようになっています。安倍首相が憲法改正4項目を出されたのが昨年5月でした。中山先生の草案の発行は平成29年4月となっていますので、草案第1号は当然安倍首相へ贈呈されているはずで。

長くなりますが、今一番の問題となっている憲法第9条について、現行憲法と中山先生の私案を比べて、皆さんの参考に使いたいと思います。

現憲法では 第二章 戦争の放棄 第9条その①は 「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇また武力の行使は、国際紛争

を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と書いてあります。その②には「前項の目的を達するために、陸空海軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」となっています。この①とこの②を素直に読んだら、日本に陸軍や海軍、空軍があるとはどうしても思えないです。憲法学者の80%が違憲だというのもまったくその通りと肯定せざるを得ません。

そこで中山先生の素案を抜き書きします。第二章 平和の維持 第17条その①は「日本国は国権の発動たる戦争と武力による脅威または武力の行使については、自衛の場合を除き、永遠にこれを放棄する。」としています。自衛の場合は武力の行使もあり得ると戦争が起こる場合の最低の条件を付け加えております。その場合は当然日本国は自国の武力でもって国を護るとは書いてませんが、そういう意味になっています。その②では「日本国は、その主権と独立をまもり、国際的な平和活動に協力するため、軍を保持する。」とあり、その③では「軍の最高指揮権は、内閣総理大臣に属する。軍に対しては政治統率の原則が確保されなければならない。」その④では「軍の組織及び統制に関する事項は法律でこれを定める。」とあります。要するに、日本は国軍を持ち、日本を独自に護るということを述べている訳で、それであれば、誰が見ても軍隊があることがわかります。小中学校の生徒たちにもきっちり説明できます。いまの憲法では国を護ることは絶対不可能で、憲法に持たないと書いてあるのに自衛隊があるのは、どうしてか。それは軍隊ではないと政治家が言うからです。この際、大人たちが子供にウソを教えるのではなく、現実の姿を素直に憲法に書けば、誰も反対できないのではないのでしょうか。

いまの憲法では、軍隊の総責任者は誰でしょう。行政の長である総理大臣でしょうか。立法府の長である衆議院議長ではないですし、司法府の長である最高裁判所長官でもないですね。明治憲法では総理大臣という役職を置かなかつた言われています。今の憲法では、軍隊の長はやはり首相なんではないでしょうか。緊急災害の場合の総司令官も首相ですね。中山案では、正にそれをはっきりとその③で表明しています。

日本の総理大臣は立法府の長であり、与党の党首であります。行政のトップであり日本国中の官僚のトップでもあります。その上に陸、海、空軍の最高責任者でもあります。皇室をお守りする最高責任者もやはり、首相の役目となっています。明治憲法では、総理職と陸軍大臣或いは海軍大臣と同等に置かれたために、軍部大臣が内閣を認めず、組閣に反対すると、総辞職となったと聞き及びます。現在の体制では、防衛大臣も一閣僚ですから、問題はないようなものの、安倍首相案にあるような自衛権を持つだけの軍隊であっても、国軍のトップは誰かを憲法で決める必要があります。

国民を巻き込んだ憲法改正体制を、まず考えないと、野党の横槍でいつまでたっても改憲が進まぬのは目にみえています。子供たちに信用してもらえる政治体制の構築がまず何よりも大切ではないのでしょうか。

徳力啓三